

議案第 5 2 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 6 月 5 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、社団法人大口町コミュニティー・ワークセンターが、平成 2 5 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行したこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 社会福祉法人大口町社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンター
- (3) 公益財団法人愛知県市町村振興協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第 2 条 略 (1) <u>社会福祉法人大口町社会福祉協議会</u> (2) <u>公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンター</u> (3) <u>公益財団法人愛知縣市町村振興協会</u> (4) 略 2 略	(職員の派遣) 第 2 条 略 (1) <u>社会福祉法人 大口町社会福祉協議会</u> (2) <u>社団法人 大口町コミュニティー・ワークセンター</u> (3) <u>公益財団法人 愛知縣市町村振興協会</u> (4) 略 2 略